

令和5年度 文教委員会資料

【議案第86号】

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市市民ミュージアム条例の改正について

資料2 川崎市市民ミュージアム条例 新旧対照表

参考資料 移転後の施設内で行う業務内容、案内図、配置図、平面図、立面図

市 民 文 化 局

(令和5年6月7日)

議案第 86 号

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

川崎市市民ミュージアムの位置について、条例第 2 条中「川崎市中原区等々力 1 番 2 号」を「川崎市麻生区上麻生 6 丁目 1 5 番 2 号」に改める。

2 改正理由

川崎市市民ミュージアムは、令和元年東日本台風の影響により浸水被害を受け、長期に渡る休館を余儀なくされている。

当該建物については、洪水浸水想定区域に位置していること、復旧に多額の費用が見込まれること等の理由から、令和 3 年 1 1 月に策定した「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」において、当該建物におけるミュージアム機能の再開は行わないこととし、令和 4 年 4 月 1 日以降、市民の利用に供していない。

当該建物では、現在被災収蔵品のレスキュー活動のほか、出張形式などによる展覧会等の企画調整、広報業務、調査研究等の業務を行っているが、当該建物は、等々力緑地再編整備事業と調整の上で時期を定めて除却することとしており、現在当該建物で実施している業務を継続する場所の確保が課題となっている。

上記の課題を解消し、今後も業務を引き続き実施するため、川崎市市民ミュージアムを移転することとする。

3 市民ミュージアムの概要（移転後）

位 置	川崎市麻生区上麻生 6 丁目 1 5 番 2 号 (麻生水処理センター敷地内)
構 造 ・ 規 模	軽量鉄骨造地上 2 階建
延 べ 床 面 積	1,024.10㎡
施 設 内 容	修復作業スペース、フィルムデジタル化作業室、事務室等
利用開始（予定）	令和 5 年 1 0 月 1 日

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市市民ミュージアム条例 昭和62年12月22日条例第45号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うことにより、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 市民ミュージアムの位置は、川崎市麻生区上麻生6丁目15番2号とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 市民ミュージアムは、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品（以下「資料等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。</p> <p>(2) 資料等を熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用に供すること。</p> <p>(3) 資料等に関する講座、講演会、映写会、研究会等を開催すること。</p> <p>(4) 資料等に関する説明及び助言を行うこと。</p> <p>(5) 市民の文化活動の助長、奨励及び指導を行うこと。</p> <p>(6) 資料等に関する専門的及び技術的な調査研究並びに解説書、目録、年報、調査研究報告書等の作成及び頒布を行うこと。</p> <p>(7) 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、刊行物及び情報の交換、資料等の相互貸借等を行うこと。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 市民ミュージアムに館長その他必要な職員を置く。</p>	<p>○川崎市市民ミュージアム条例 昭和62年12月22日条例第45号</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 考古、歴史、民俗、美術、映像等に関する資料及び作品について収集、展示、調査研究等を行うことにより、市民の観覧、学習、研究等に資するとともに市民相互の交流を推進し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 市民ミュージアムの位置は、川崎市中原区等々力1番2号とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 市民ミュージアムは、おおむね次の事業を行う。</p> <p>(1) 考古、歴史、民俗、絵画、工芸、漫画、写真、ポスター、映像等に係る実物、複製、模型等の資料及び作品（以下「資料等」という。）の収集、保管、展示等を行うこと。</p> <p>(2) 資料等を熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用に供すること。</p> <p>(3) 資料等に関する講座、講演会、映写会、研究会等を開催すること。</p> <p>(4) 資料等に関する説明及び助言を行うこと。</p> <p>(5) 市民の文化活動の助長、奨励及び指導を行うこと。</p> <p>(6) 資料等に関する専門的及び技術的な調査研究並びに解説書、目録、年報、調査研究報告書等の作成及び頒布を行うこと。</p> <p>(7) 博物館、図書館、学校、研究所その他の関係機関と協力し、刊行物及び情報の交換、資料等の相互貸借等を行うこと。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 市民ミュージアムに館長その他必要な職員を置く。</p>

改正後	改正前
<p>(損害の賠償)</p> <p>第5条 資料等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(損害の賠償)</p> <p>第5条 資料等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>

移転後の施設内で行う業務内容

- (1) 被災収蔵品の応急処置業務（冷凍保管中の古文書等の紙資料の解凍、乾燥、洗浄、映画フィルムのデジタル化など）
- (2) 博物館、美術館事業（施設外で実施する企画展示や教育普及（小学校への出張授業等）の企画調整、調査研究）
- (3) 展覧会等の広報、インターネットでの図録等の販売等

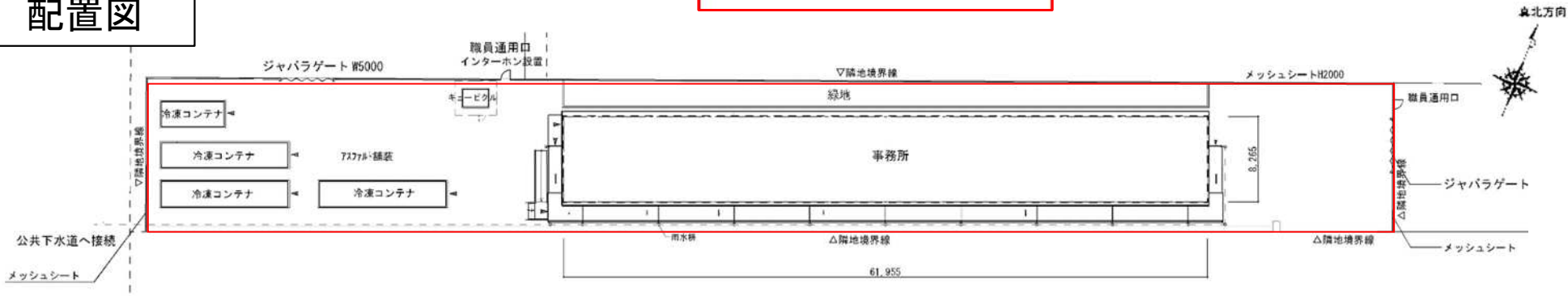
※ 移転後の施設は、展示室等の諸室を整備しないため、一般市民の利用や展覧会等は実施しない。
 ※ 中原区等々力の施設については、除却するまでの間、仮囲い等により防犯対策等の管理を行う。

案内図

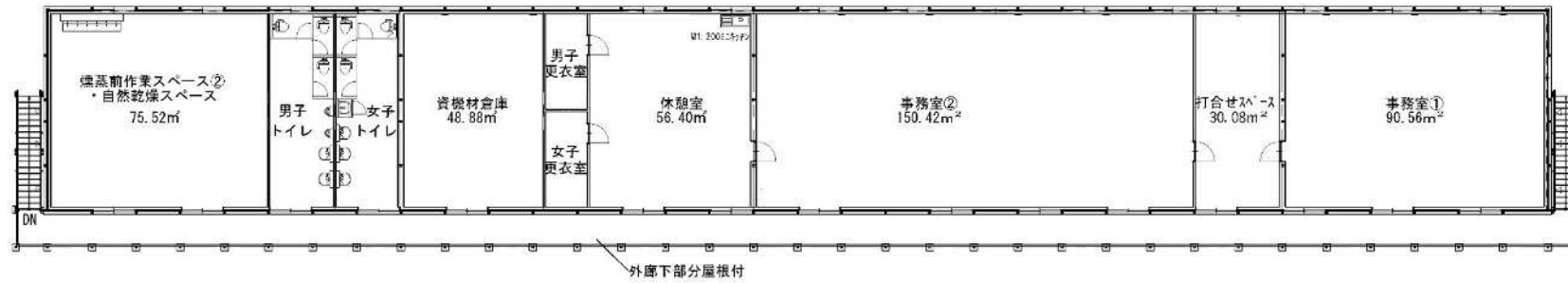


麻生区上麻生6丁目15番2号

配置図



平面図



2階



1階

立面图

